

Title	第一回普通選挙と無産政党
Sub Title	The general election and the activities of socialist parties in 1928
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.8 (1962. 8) ,p.33- 79
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620815-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一回普通選挙と無産政党

中 村 勝 範

- 一 序
- 二 総選挙をめぐる各党の態度
- 三 選挙協定
- 四 選挙協定の崩壊
- 五 選挙の結果と反省
- 六 無産政党と労働者・農民・知識階級
- 七 結 語

一 序

普通選挙法が可決成立したのは大正十四年（一九二五年）三月三十日であつた。新しい普通選挙法公布により有権者は従来
の三三四万から一躍約四倍の一、四一五万に増加した。この普通選挙法にもとづく選挙が初めて行われたのは昭和二年（一九二七年）秋の地方選挙においてであつた。また翌昭和三年（一九二八年）二月二十日にはこの法律にもとづいてはじめて衆議院議員選挙がおこなわれた。本稿は普通選挙による第一回衆議院議員選挙を検討しようというものである。

総選挙の結果、衆議院の勢力分野は、政友会二一八名、民政党二一七名、実業同志会四名、革新党三名、無産政党（各党合計）八名、中立派一七名となつた。政友会は第一党となつたが、第二党の民政党との差僅かに一名であつた。豊富な資金と官憲の擁護のもとに選挙戦をすすめた政府与党としては不甲斐ない結果に終つた。しかし解散前の同党は一九〇名の第二党であつたから、選挙によつて二八名を増して第一党になつたことは完全なる失敗ともいえない。

民政党について考えてみると解散前同党は二一九名を擁していたが選挙の結果二名を減じた。しかし同党は最初から現状維持を目標にしていたからその目的はほぼ達したといえる。「民政党は守勢に出て成功し、政友会は攻勢に出て失敗」（三宅雪部磯雄監修『昭和三年史』一二七頁）したのであつた。

第五十四議会では新正クラブ二六名（内革新党八名、実業同志会八名、無所属一六名、合計五〇名であつた。これが選挙により革新党三名、実業同志会四名、中立派一七名、合計二四名と解散前の半数以下になつた。これもこの選挙で特徴とされる点であつた。

無産政党については本稿全体を通じて論ずる問題であるが、次表のような結果をおさめ、さらに一人も供託金を没収されず、次点者一〇名を出した。この選挙における無産各党からの立候補者数、当選者数および獲得票数をみると左のごとくであつた（『日本労働年鑑』昭和四年度版）。

	候補者数	当選者数	総得票数
労働農民党	四〇	二	一九二、五五二
日本労働党	一三	一	八九、九九二
社会民衆党	一七	四	一一四、九六九
日本農民党	一二	〇	四五、三七一
地方無産党	七	一	四六、六一七
計	八九	八	四八六、五〇二

労働農民党は水谷長三郎（京都府第一区）と山本宣治（京都府第二区）を当選させた。水谷は弁護士で、労働農民党京都支部連合会執行委員、三十二歳（数え年、以下同様）であつた。山本は元京都帝大講師、労働農民党京都支部連合会執行委員長で四十歳であつた。

社会民衆党からの当選者は安部磯雄（東京府第二区）、西尾末広（大阪府第三区）、鈴木文治（大阪府第四区）、亀井貫一郎（福岡県第二区）の四名であつた。安部は元早稲田大学教授、社会民衆党中央執行委員長、早稲田大学講師で六十四歳であつた。西尾は日本労働総同盟中央委員、同政治部長、社会民衆党中央執行委員で三十八歳であつた。鈴木文治は日本労働総同盟会長、社会民衆党中央執行委員で四十四歳、亀井は慶応大学講師、社会民衆党中央委員で三十七歳であつた。

日本労働党のただ一人の当選者は河上丈太郎（兵庫県第一区）で、弁護士、関西学院教授、全日本農民組合顧問で四十歳であつた。

福岡県（第二区）から当選した浅原健三は九州民憲党中央執行委員長で三十二歳であつた。

以上のごとく無産党の当選者は八名であつた。また無産党が獲得した総得票数は、この選挙の全有効投票数のわずかに四・九五パーセントを占めただけであつた。

二 総選挙をめぐる各党の態度

第五十四議會は昭和三年一月二十一日に解散された。当時田中義一政友会内閣は衆議院において一九〇名を擁していたが、在野党たる民政党は二一九名を持って多数派であつた。田中内閣は衆議院において少数派であつただけでなく、貴族院においても不評判で、政局はまつたく不安定であつた。したがつて第五十四議會の解散は時間の問題であつた。政府与党の関心はいかに自党に有利な情勢のうちで衆議院を解散させるかということに絞られていた。

第五十四議會は、解散の前日、つまり一月二十日まで年始休会中であつた。休会の最終日たる一月二十日には各党は大会を開いて氣勢をあげた。与党政友会は本部に六百余人をあつめ定期大会を開き、田中総裁は激励の弁をふつて士気をたかめた。民政党の大会は倒閣の意気にもえ、大会場たる上野精養軒にあつた者二千といわれ、この面でも政友会を圧倒した。八つの議席をもつていた革新党も同日赤坂三會堂に五百余名をあつめて大会を開いていた。大会で盛り上つた氣勢は翌二十一日に再開される議會にそのままもちこまれ、与野両党が激しく衝突することは明らかであつた。各党の大会が開かれる二十日の午前、政府は首相官邸に重要閣議を開き、再開議會対策を協議した。閣議の結論は、この際一切の弄策をやめて、堂々と戦うことにきめ、二十一日の形勢次第で、反对党の機先を制して解散の挙に出ることになつた。

二十一日衆議院本會議は、緊張裡に開會された。まず「御大礼に賀表を奉呈する決議案」が提出され、これは満場一致で可決された。つづいて、民政党は、同党提出の内閣不信任案を、日程を変更して、直ちに上程すべしという緊急動議を提出した。議長は緊急動議の賛否を起立に問うて、多数により可決した旨を宣したにも拘らず、政府はこれに同意しなかつた。そこへ、実業同志会提出の衆議院解散奏請決議案を議題とすべしという緊急動議が提出されたが、これは否決された。かくて田中首相兼外相が登壇して一切の政策を満遍なく羅列した施政・外交演説を試み、ひきつづき三土蔵相が財政演説をすまして降壇するや、在野党の攻撃に一分の機会もあたえず、鳩山書記官長が衆議院解散の詔書を捧持して入場した。第五十四議會は幕を下し、同時に「制限議會」はここに終りを告げたのであつた。時まさに午後二時四十二分であつた。政府は議會解散と同時に左の理由書を發表した。

昨年四月大命を拝し内閣を組織するや、閣員協力して前内閣の末路に發生したる対支外交の不始末と財界破綻の收拾回復に最善の努力をなし、漸く其の曙光を認むるに至れり。而して一面に於て在野時代に高調し來れる産業立國、地方分権等、國運の進展に必要な施設に關し具體的成案を立て、昭和三年度予算を編成し、これを第五十四議會に提出せり。而して政府は素より此の施設経綸が国民多数の輿

望に添うものあるを信じて疑わず。然るに反対党は故らに之に反対し多数を待み我政策を阻止せんとするの状勢歴然たるものあり、斯る状勢を以てしては到底国務の円満なる進行を見ることが能わず依て議会の解散を奏請し、新選挙法に依る選挙を行い信を国民に問う所以なり。

二十三日付官報には衆議院議員総選挙の期日を昭和三年二月二十日と指定した左の詔書が公布されていた。

朕帝国憲法第四十五条及衆議院議員選挙法第十八条ニヨリ昭和三年二月二十日ヲ以テ衆議院議員総選挙ヲ行フコトヲ命ス

御名御璽

各国务大臣副署

総選挙にあたつて政府側はどういう態勢をととのえていつたであろうか。解散にさきだつ十一日前の一月十日、政府は地方官の大更迭を断行して与党擁護の挙に出た。さらに議會解散直後の二十四日には地方長官會議が開催された。席上首相および内相から厳しい訓示があり、その後、政務官は地方長官を個々に招致して選挙取締の策を授けた。つづく二十五日には各府県警察部長會議、二十七、八の両日には司法官會議を開催し、政府当局は選挙取締りを厳命した。政府与党の選挙干渉を予期して民政党は全国的な選挙干渉対策として「選挙干渉監視委員会」を組織し、また民政系貴族院議員をもつて選挙革正會を設け、各支部長に民政系前知事を配置することになつた。すると政府はこの民政党の監視を監視すべく峻烈なる方針を樹立したのであつた。二十四日の閣議で、政府は総選挙取締りに関する司法、警察その他の經費を国庫剰余金から合計四、三七三、九〇〇円を支出することを決定していた。

与党たる政友會は、「産業立国を基調とする」と宣言し、「今日の急務は国富を増進し国力を充実するにある。政友會は国内内外の実務に照らし、政治の大本を産業の振興に置き、内政も外交も万般の政策みなこの産業立国主義から割出して、国家及び国民の経済生活を充実し、外には國際協調の精神を持して、帝国の経済的發展の進路を世界に開拓し、内には生産と消費の關係を調節して、国民生活の安定を図る」と、理想政治をとぎ、地方分権、地租委讓、營業收益税の軽減、保護主

義、関稅政策、意義ある鉄道政策、低利資金の還元、教育制度の改善、社会的施設、労働者扶助法案等の実現を公約した
 (前掲『昭和三年史』
 一七—一八頁)

野党たる民政党は議会の解散にあたり、「暴政失政の限りを尽したる現内閣は、今や国民の公憤を代表して起てる野党の鋒先に当り難く、我党提出の不信任案に対し、未だ審議を尽さず、突如として帝國議會を解散した。彼等は正に立憲政治を暗討ちするのだ(中略)我党の本部は極端に緊張し党員の意気は天に沖して居る。吾人正々堂々平常の主張に則り、普選の第一戦場に乗り出さねばならぬ」と声明を発表していた。民政党が浜口雄幸総裁の名により発表した政策は、一、各種社会政策の實行、労働者の生活向上、労資関係の合理化促進、二、米穀価調節、農漁村經濟の改善、自作農の維持創定、小作問題解決の促進、三、一般金融機関を改善整備して殊に中小農工商の便益を増進せしむ、四、財政の基礎を鞏固にし、財政の整理回復を促進し、國際貸借の改善を企図し、金解禁実現を利導せむことを期す、五、電力その他の公共企業に統制を加え、公衆福利の増進を期す、六、市町村義務教育費中、教育俸給全額国库負担の実現、七、任用制度の革新、行政組織の改造、人權擁護に関する法令の改廃、檢察制度の改正、其の他施政の機関及運用に刷新を加えんことを期す、というものであつた。民政党の政策を政友会のそれと比較すると、政策がやや具体的であり、特に新有権者たる労働階級に訴えるところが多いように見えた。

投票日が近づくると官憲による選挙干渉は果然激しくなつていつた。民政党の選挙干渉監視委員会の活動も活潑になり、両者の角逐は白熱化してきた。投票日五日前までに内務省警保局に到達した選挙違反の報告数は三五〇件、一、五〇〇人におよんでいたが、与党はわずかに五分の一であり、その大部分は野党側であつた。無産政党に対する干渉は後述するがそれは激烈をきわめたものであつた。政府側は他党の干渉だけでは足りず怪文書配布と内相放言問題までまきおこした。

怪文書事件というのは、選挙運動に対する脱法の秘伝を教えた写版刷の『選挙運動方法』という文書が秘密裡に政友会公

認候補者の間に配布された事件である（『東京朝日新聞』昭^和三年二月十一日）。この文書は、さきの警察官会議において内務省から配布された秘密文書に拠るものであつた。内相の放言問題とは、与党側の形勢はなだ不振なるを見て、投票日の前日鈴木内相が発表した声明であつた。^{（註し）}その中には「政党员数の多寡をもつて直に内閣が生れるというが如き他外国の例と照比するを許されない（中略）民政党はその政綱において『議會中心政治を徹底せしめんことを要望す』と高唱して居るが、これは極めて穩ならざる思想であり、神聖なる我帝国憲法の大精神をじうりんするものといわねばならぬ（中略）議會中心主義などという思想は民主主義の潮流にさをさした英米流のものであつて我国体とは相容れない」（『東京朝日新聞』昭^和三年二月二十日）というものであつた。これは、政友会がもし小政党になつても政権をわたさぬというものであり、その理由は民政党は国体に反するとの国粹主義に偏した考へによるものであつた。

つぎに無産各政党について検討しよう。まず制限議會解散に際して各無産政党がどのような態度で臨んだかを一瞥し、その後で各無産政党の選挙対策をみよう。労働農民党は

全労働者農民の憤激は遂に第五十四議會を解散せしめた。而して今や労働者農民は普選による最初の国会議員総選挙に直面している。我が労働農民党は今次の総選挙に於て、全日本の労働者農民を代表し、無産政党協議会の決定に従ひ全労働政党と協力して飽くまでも資本家地主の政党と戦わんとするものである。

と声明した。同党はたしかに「飽くまでも資本家地主の政党」とは戦つたが、「無産政党協定議会の決定」には従わず、協定破りの責任のすべてを負わなければならなかつたことはのちに見る通りである。

社会民衆党は、全民衆の生活を圧迫してきた制限選挙は幕を閉じた、新らしき議會は全民衆のために開かれねばならぬ、というつぎのような声明を発表した。

第五十四議會解散の日、勤労階級の公党我が社会民衆党は、全民衆の生活権確立の大旗を掲げて総選挙に臨むことを重ねて力強く宣明

する。反動内閣の弾圧的諸政策の故に耕作者階級は飢え労働者大衆は失業し、俸給生活者は陰鬱なる生活にあえぎつつある。今や全民衆の生活を圧迫し来つた制限議會はその幕を閉じた。新らしき議會は全民衆のために開かれねばならぬ。我等はことに全大衆の生活者を代弁して総選挙に臨むと共に、我が党既定の方針に従い、勤労全民衆の支持の下に新日本建設への第一歩を踏みださん事を声明する。

日本労働党また他の無産政党と同様に時期の到来に歓声をあげ、つぎのように声明したのである。

全民衆の弾劾の前に議會は遂に解散された。吾党は制限選挙法による既成議會が茲に終滅したるに對し双手を挙げて喜ぶものである。吾党は所定の方針に従い全国支部をして即刻活動を開始せしめ、総選挙を通じて既成政党の一切の罪惡を余す所なく暴露し、全民衆を動員して既成政党に対する一大政治戦を全国的に組織し、あくまで民衆の利害と自由のため果敢に闘争せんことを誓うものである。全日本民衆の心からなる援助を希望する。

かくて待望の普通選挙の時代は来た。しかし投票の日と決められたのは二月二十日であり、それは「月曜日」であつた。全無産政党は共同して、来るべき総選挙期日は第三日曜日である二月十九日に変更して、働く者に投票の便宜を計ることを要求したがいれられなかつた。そこで無産政党は投票日の全国的公休制即時実施の運動を展開した。無産政党の主張はつぎのとおりであつた。すなわち政府は、映画や講演やビラ、ポスター等で棄権防止の宣伝をし自ら「今次の総選挙は真に国を挙げての大動員」と称しているが、二十日を投票日にしたのは、労働者、俸給生活者、学生等の新有権者の投票権を擲め手より蹂躪しようとするものである。そこで総選挙戦を通じて、投票日の全国的公休制即時実施の要求運動を開始しようといふものであつた（『日本労働新』^一 閏第廿九号）。

各無産政党では昭和二年暮の各党全国大会において総選挙対策を決定していた。これは第五十四議會の解散をみこし、この年秋の地方選挙戦の結果を加味してたてられたものである。昭和二年秋の地方選挙にみられた無産政党各派の対立は選挙の結果を著しく不利にした（拙稿「昭和二年の地方選挙と無産政党」本誌第三十五卷第五号）。無産政党が不利な選挙をしなればならなかつた原因を政党の側

についてみると、それは労働農民党にあつた。彼等は戦略戦術としてわが国の資本主義は急激なる没落過程にある、国家権力は金融資本と絶対専制勢力の抱合であるとしていた。この視点から民主主義のための闘争目標は絶対専制勢力であつて、ブルジョアジーは闘争目標から外されておつた。その上に「統一の前の分離」といふ主観的組織理論から、彼等が「中間党」または「右翼」と極印した組合や党が指導するストライキの妨害、すなわちストライキ破り(註2)や地方選挙における他党排撃となつた。この理論が福本イズムであり、その行動は福本イズムからみちびきだされるものであつた。

福本イズムはコミンテルンの批判をうけ、日本共産党は昭和二年十二月拡大中央委員会をひらき福本イズムを放棄し、コミンテルンの「一九二七年テーゼ」にそつて根本的な再組織にかかつた。労働農民党は地下の日本共産党にあやつられる傀儡党にすぎなかつたから日本共産党の方針にそつて福本イズムを放棄した。昭和二年暮の同党の全国大会では他の無産政党にたいしてかなり協調的な色をだしていた。

労働農民党は「万遺漏なき戦備を整え、最も模範的な無産階級の選挙戦を展開してのみ、諸他の無産階級の任務を果しうるのであらう」と「総選挙対策」の基本線をうちだした。また「一般方針」において、(イ)諸他の労働政党との候補者及地盤協定によりて立候補して積極的に選挙戦に参加して之を専制支配に対する戦野として利用すること、(ロ)選挙戦を利用して全民衆の要求を吾党の政策綱領によりて統一し専制支配と鋭く対立せしめ政治的自由獲得の大衆的闘争を更に力強く展開すること、(ハ)戦選挙を通じて益々政治的自由獲得の戦線統一各労働政党の合同実現のために努力すること、とうたつていたが、これを地方選挙のときの主張と比較するとかなり温和なものとなつていた。すなわち各無産政党にたいしては「政治的自由獲得の戦線統一各労働政党の合同実現」を目標にしている。無産政党の合同実現についてはまた「一般方針」のなかで「過去の誤謬を徹底的に批判し政治的共同戦線の強固なる展開従つて全労働政党合同実現に向つて邁進せんとしつつかある時、わが党は来るべき総選挙に於て、諸党の選挙協定により益々共同闘争を進め、この選挙戦を全労働政党の合同実現の重大なる

契機としなければならぬ」とも強調していた。労働農民党は政策において、特に各無産政党との共通点を見出してこれを力説するとし、合同実現、選挙協定が具体化しつづあるときに、ことさらに我党独自のものをとりあげてこれを強調するのはこれはあやまりだとすらした。したがって政策の「具体案」としては他の無産政党からも批判されようのないつぎのような項目をあげていた。

- 一、言論、集会、出版、結社の完全なる自由
- 二、選挙法の徹底的改正
- 三、無産階級抑圧諸法令の廃止
- 四、正式裁判によらざる一切の逮捕監禁、家宅侵入処罰の廃止
- 五、八時間労働制確立
- 六、団結権罷業権団結協約権の確立
- 七、失業者の生活国庫保障
- 八、耕作権の確立
- 九、所得税の免税点の引上及その高率累進賦課
- 一〇、生活必需品の関税及消費税の廃止
- 一一、民族的封建的賤視観念による差別反対
- 一二、植民地民族の差別撤廃
- 一三、帝国主義戦争反対

中心スローガンは、一、労働者に仕事と食を与えよ！、二、働く農民に土地を保障せよ！、三、すべての人民に自由を与えよ！、四、田中反動政治を倒せ！であつた。このスローガンとして他の無産政党から批判されるようなものではなかつた。

地方選挙では他の無産政党を攻撃し、排撃し、暴露する方針をとつたが、こんどは既成政党の批判暴露をするだけで、無産政党を暴露するという方針はとらないことになつていた。労働農民党は「来るべき総選挙を労働政党内実現への最大の契機として利用するのであるから、従つて暴露に於てもこの方針に従つてなされねばならぬ」ということを「暴露方針」のなかでうたつていた。「選挙対策」の文面だけみると労働農民党の無産政党内実現への意欲はきわめて熱心にうたわれていた。

日本労働党は党大会の決定した「三運動」の闘争目標をかかげて選挙にのぞんだ。三運動とは徹底普選獲得運動、生活権擁護運動、既成政党打破（既成議会弾劾）運動という三つの運動を綜合した民衆運動である。この三運動にそつて五項目の中心スローガンをかかげた。「二十歳以上の男女に選挙権を与えよ！」「働く者に生活を保証せよ！」「耕す者に土地を保証せよ！」「税金は大金持からとれ！」「既成政党を打破せよ！」というのが中心スローガンであつた。三運動は、昭和二年九月から継続的に全国支部を中心として集会、演説会、示威運動、ポスター、ピラ、署名請願運動によつて行われてきたものである。たとえば群馬県における諸車税廃止の民衆運動、新潟における産米検査制度改正運動、東京大阪における借家権運動、婦人解放署名デー、五十四議会弾劾運動、兵庫における諸車税廃止運動等である。総選挙はこの三運動の波に乗つて組織しようといふのであつた（麻生久「議会に先端を有する徹底普選の全」（右）、（左）「議会の先導」昭和三年三月号）。

麻生久のところでよつて三運動の内容を説明しよう（右）。まず徹底普選運動とはなにかといへば、普選の趣旨を一層徹底せしめて、無産階級の政治的攻撃力を増大せんとするものである。民政党は「普選の一票は普選の功労者なる吾党へ！」といつてゐるが、普選は無産階級の抬頭に圧倒されてしぶしぶだしたものである。それ故に普選の本旨に矛盾するがごとき立候補の供託金制度がある。また性別年齢および住居の制限があり、大衆動員を禁止する条項がある。したがつて日本労働党はつぎのような改正意見をもつ。

(イ) 満二十歳以上の男女の選挙及び被選挙権

(ロ) 言論、出版、集会、結社の自由

(ハ) 言論及び文書による運動の自由

(ニ) 制圧及び干渉の排撃

(ホ) 投票日の公休制と給料金額負担

(ヘ) 供託金制度の撤廃

(ト) 居住制限の撤廃

(チ) 欠格条項の撤廃

(リ) 大選挙区比例代表制の採用

(ヲ) 買収の厳罰

(ル) 不在投票

(ヲ) 植民地に於ける普選の即時実施

第二の、生活権擁護運動とは社会に有用なる機能を営みつつある全民衆に、その当然なるべき生存権を社会的に保証せんとする運動である。金融恐慌によつて全民衆は九億七千万円の重税を課せられたばかりでなく、労働者には産業の合理化の名の下に、工場閉鎖、時間延長、賃銀の引下、解雇、失業がおこなわれた。また農民には立入禁止と立毛差押、小売人には重税と破産、俸給生活者には事業縮小と餓首が襲つた。生活権擁護運動は、民衆の生命の権利を防衛し、生存権と労働権を獲得せんとするもので、最小限要求として、つぎのごとき十法案を立法化せんとするものである。

(一) 労働組合法 (団結権、罷工権、団体協約権)

(二) 生活賃金法、失業保険法 (労働権)

(三)健康保険法改正

四休銀預金者救済法

(四)家屋税、諸車税の廃止

(五)借地借家法の改正と全国的実施(借地借家権)

(六)完全小作法(立入禁止、立毛差押反対——耕作権)

(七)貧窮者救済法

(八)入営者家族扶助法

(九)小売商人の免税法

「働くものに生活を保証せよ!」、 「耕すものに土地を保証せよ!」は以上の十法案要求の具体的スローガンであつて、この十法による必要財源あるいは代り財源は財産税(資本課税等)、所得税、相続税の高度の累進賦課、庭園税、利権税(水利税等)の新設あるいは増率によつてまかなうもので、これ税金は大金持に出させろ、の方針であるとした。

以上のべてきたような要求は既成政党と闘争することによつてのみなされる。「既成政党打破」は日本労農党の直接的闘争であり、また総合的闘争でもある。地主と資本家の既成勢力の前衛である既成政党と闘争してのみ、民衆の意識は高められ、無産階級の政治勢力は拡大していくのである。以上が日本労農党の「三運動」の内容である。

日本農民党は、候補者をどのような選挙区においてたてるとか、あるいは日本労農党との選挙協定、また日本労農党との合同は考えられていたが、その対策は低調であつた。

社会民衆党は、その「根本原則」において、(イ)総選挙は支配階級に抗争する現下の政治闘争として最重要なものであるが故に、我が党は全力を挙げて之に参加し、最大の勝利を獲得しなければならぬ、(ロ)総選挙は同時に大衆の政治的自覚を促

し、之を我が党の旗幟の下に組織する絶好の機会であるが故に、極力我が党の指導精神を一般大衆に徹底せしめ、次に来る中央及地方の選挙戦の勝利を確保せねばならぬ、と声明していた。

社会民衆党の選挙政策は第二回全国大会で改正された党政策を具体的に列举し、候補者は適当に選択し選挙政策とするこ
と、とされていた。党政策は

- 一、普選の徹底
- 二、言論、集会、結社の自由を抑圧する諸法令の改廃
- 三、議員制度の改革
- 四、民衆外交の確立
- 五、軍政の改革
- 六、行政組織の改革
- 七、財政及び税制の改革
- 八、重要産業及び金融の社会化
- 九、土地制度の改革
- 十、労働立法の完成
- 十一、農民政策の確立
- 十二、俸給生活者保護法の制定
- 十三、教育の根本的改革
- 十四、社会施設の徹底
- 十五、失業対策の徹底

十六、裁判制度の改革

十七、女子に対する経済的・法律的差別の撤廃

十八、居住権確立

という十八カ条からなり、その各条はさらに数項または十数項からなるより詳細な細目が付されていた。スローガンは、一、富豪に重税、貧乏人に減税、二、金利、地代、物価を引下げよ、三、働くものの生活を保障せよ、というものであった。一見するところ各無産政党の政策は大同小異であった。しかし労働農民党の政策は、表面上はいかにもおだやかなものであったが、じつは地下の日本共産党の政策を変型・緩和したものであった。したがって実践運動の面では労働農民党は群をぬいて戦闘的であった。またそれぞれの党によつて緩激様々な運動を展開したのである。

(註1) 拙稿「昭和二年の地方選挙と無産政党」(本誌第三十号)の第三節「無産政党の選挙方針」中の四行目「政友会(とあるは間違ひ。民政党が正しい)の政綱の中に」から「干渉圧迫にのりだすことになつた」までを削除する。

(註2) 当時、日本労働党に所属していた加藤勘十は労働農民党のストライキ破りについてつぎのように証言している。すなわち「私はさき磐城、入山、尾去沢の各炭坑のストライキの場合、専制暴君の如き狂暴極る資本家を相手に闘つているとき、宗派的分裂主義者のストライキ破りの策動を見せつけられた」(『戦いの跡を顧みて』改)というのである。(『海』昭和三年四月号)

三 選挙協定

無産政党は第五十四議会の解散さげがたしとみるや総選挙にそなえて選挙協定の必要を感じた。これはさきの地方選挙における無産政党の対立抗争が不利な結果しかうまなかつたことから反省し、衆議院議員選挙においては選挙区協定と共同提携をしようというので「無産政党選挙協定協議会」が成立した。

昭和三年一月四日、労働農民党から日本労働党にたいして選挙協定協議会を設けるための共同提唱が申込まれた。これに

たいして、日本労働党は、労働農民党の提唱では社会民衆党、日本農民党の参加を困難ならしめる恐れがあるというので日本労働党がその中間的立場を利用して単独で左右の諸党へ提唱することになった(『日本労働新聞』第二十号、昭和三年一月十日)。

選挙協定に関する提議

来るべき総選挙に於いて既成政党に対する無産階級の代表者を多数選出するために選挙協定を行わんとすこゝに日本農民党社会民衆党労働農民党に左の如く提議します

協定の内容に就て

- 一、可能な限り対立候補を避ける事
- 二、選挙の言論戦に於て他党の攻撃をなさない事
- 三、対立候補なき地区に於ては、無産派候補を、各党支部が独立して援助する事
- 四、地方無産政党に対しては、協議会成立の上に於て考慮する事

協議会の組織について

- 一、選挙協定をなすべく四党は、五名の代表者に依つて選挙協定協議会を開らく
- 二、若し四党一致の協議会成立せざる場合に於ても、階級的正道のため、間接的に全政党の協定を実現すべく、吾党は各党別に協議会を開らき、単独協定を結ぶ意志を有す

右に対し八日迄に貴意の如何を回答願上げます

昭和三年一月六日

日本労働党執行委員会

日本労働党の、この「選挙協定に関する提議」にたいし日本農民党からは即座に「日本労働党とのみ誠意ある協定をなす」という趣旨の回答があつた(右)。
日本農民党は、日本労働党とは協定をするが他党との協定には応じないといふのであつ

た。社会民衆党からの回答は翌七日、つぎのごとくあつた(同)右。

選挙に際し各無産政党が互に相排撃せずして既成政党に対抗することは当然なることであつて、其の第一歩として吾党は過般の府県議戦に於て他無産政党に対して公明なる政戦を為さんがために、フェアプレーの提議を為したのであるが不幸にして吾々の提議は充分なる効果を發揮しなかつた、然るに今回貴党がフェアプレーの精神に立脚したる選挙協定に関する提議を為し來つたことは我等従来の主張に一致したるものと認め我党は貴党提議の精神に賛意を表するものである。

昭和三年一月七日

社会民衆党中央執行委員会

要するに、日本労働農党の提案は、社会民衆党従来のフェアプレーの主張に一致するものであるから賛意を表するといふのであつた。のこる労働農民党は一日おいて一月八日につぎのように回答した(同)右。

日本労働農党御中

昭和三年一月八日

労働農民党第一回中央執行委員会

去る六日貴党よりわが党に対して御申込ありたる総選挙協定協議会開催については、わが党はよろこんで之に賛成し、その実現のため速刻進まれんことを衷心より希望いたします。

日本農民党は社会民衆党、労働農民党との協定には同意せず、ただ日本労働農党とのあいだに協定を結ぶことになつたが、他の社会民衆党ならびに労働農民党は無条件で賛成した。『日本労働新聞』第二十七号(同)右は、この情勢を背景においてつぎのような勇ましい文で冒頭を飾つた。

無産政党の選挙協定はなつた！ 中間派と罵られた我が党の中間的地位が諸無産政党間の楔子をなして、來るべき総選挙に対する無産

各政党間の選挙協定は茲に成立したのである。こゝに大衆の要望は最小限ではあるが実現せられ、我が党立党の精神は具体的事実によりて着々と実証され来たつたのである。

全党員に告ぐ、来るべき総選挙は無産階級の政治的實力を試練すべき重大な機会である。我等はこの絶好の機会に於て、既成政党に対する無産政党の総合的偉力を發揮すべく、選挙協定の趣旨を具体的行動に依つて実証しなければならぬ。

敵は既成政党である、資本家と地主の代弁者である！ 彼等は議會に於ける傍若無人な乱舞をそのまま選挙戦にもち込み、あらゆる詐謀と欺瞞とをなすであらう。これに対する一般民衆の非難を爆弾にして叩きつけるのが無産政党間の協力である。

既成政党の脅威、無産政党間の選挙協定成立す！ 選挙協定の趣旨を貫徹！ 更に一步前進せよ！

芝協調会館において第一回選挙協定協議会準備委員会がひらかれたのは一月十六日であつた。社会民衆党より片山哲、島中雄三、宮崎竜介、赤松克麿、小池四郎の五名、労働農民党より細迫兼光、難波英夫、南喜一、秋笹某の四名、日本労働党より麻生久、三輪寿壮、加藤勘十、山名義鶴の四名が出席した。協議決定事項はつぎのとおりであつた。

一、他党勧誘の件

本件は労働農民党の細迫兼光により提案され、同日直ちに三党の名において勧誘状が発せられた。

二、協議会組織の件

左の二つの原則を決定した。

(A) 本協議会は各党の選挙協定に関して最高の権限を有す

(B) 各党はその地方支部に対して、本協議会の決定事項を実行するため必要に応じて地方協議会の開催をすゝめるものとす

三、応援方法の件

種々異論もあつたが結局左の二原則を確定した。

(A) 対立候補なき地に於ては無産派候補を各党別に応援し合う事

(B) 対立候補ある場合に於ては互に他党の攻撃をなさざること尚此の場合に於ても成る可く地区の協定をなす事

以上の決定を見たる後、労働農民党および社会民衆党の希望として官憲の選挙干渉、既成政党の選挙違反摘発のためには各党必ず共同行動をもつて抗争することが提案され、これも申合わせ事項として円満に了承された。一端休憩の後、再開され、まず各党がすでに決定せる選挙区ならびに候補者を発表した。対立選挙区については、当日参加せざる他の無産政党の選挙区を考慮して協議をつづけたが、その結果二十一日に第二回協議会を開いて各党が具体的な成案を持ちよることに決定した。かくて「此の重大なる第一会協議を、実に絶大なる好果」をもつて終了したのである（『日本労働新聞』第二十八号、昭和三年一月二十日）。

第二回協議会は予定されていた一月二十一日に開かれた。協議中、第五十四議会が解散されたニュースが伝わりとみに緊張した。出席政党は社会民衆党、日本労働党、労働農民党の三党はもとより、第一回協議会の勧誘状の効果があつて関西民衆党、九州民衆党、労働民衆党（愛知）、民衆進党（神奈川）も代表を出席させた。協議の結果つぎの三点の決定をみた。（『日本労働新聞』第二十九号、昭和三年二月一日）。

一、神奈川、大阪、兵庫、千葉、山梨、宮城、秋田、鳥取、島根、新潟、香川、福岡等の対立選挙区は地方協定の見込充分なる地方協議会を速かに開いてその決定にゆずること、これに対して労働（党は）新潟第三区兵庫第二区島根第二区大阪第四区等を日労党にゆずる意志表示をした

二、その他対立選挙地区には各政党間に於て単独に別個の協定をとげること

三、東京第五区は労働党（は）日労党にゆずり社民党等もなる可く立候補せざる様にして模範的協定をなすこと
東京第六区（は）三党対立して仕方なく模範的フェアープレー（まて）をなすこと

一方、日本労働党は日本農民党とのあいだに単独協定を一月二十三日に結んだ。その内容は、

一、対立候補を立てざること

第一回普通選挙と無産政党

- 二、共同応援隊を組織し弁士の融通をつけること
- 三、地方協議会を作つて共同推選すること

という三カ条からなつていた。この協定にしたがつて、新潟県第二区は日本労農党は細野三千雄を引き込めて日本農民党の須貝快天にゆずり、さらに栃木県第二区ならびに愛知県第二区より立候補する大沢一六、加藤今一郎を両党共同候補とすることを発表した(同右)。

ジャーナリズムはこの選挙協定を好意をもつて迎えた。たとえば『東京朝日新聞』は、ある程度まで無産各党間の選挙協定ができて、昨秋の府県議戦におけるような無産党同志のあいだで悪口のいいあいがなくなり、ことに主要なる東京、大阪、香川、福岡の諸地方ではほぼ完全な共同戦線が成立したものと見られると報じた(二月二十三日)。しかしそれから一週間後には早くも同紙は「自ら求めて不利に陥る、無産党の候補乱立、東京府第五区を初めとして到る所協定破綻」(二月三十日)という見出しで共同戦線・選挙区協定の破綻を伝えている。東京府第五区は日本労農党の加藤勘十の立候補ということで選挙協定ができていたが、労働農民党東京支部連合会は党本部のきめた協定にわがはず、秋和松五郎を立候補させた。労働農民党本部はこれを押えることができなかつた。加藤勘十はこの秋候補の出現についてつぎのようによべた(大衆的政治行動「改造」昭和三年三月号)

私のくれぐれも遺憾を禁じ得なかつたことは、色々の理窟もあるであろうが、結果において支配階級の分割支配に合流するが如き行動を某党(中村註——労働農民党)において取られたことであります。若し某君(中村註——秋和松五郎)が階級的に見て是非とも立候補せられなければならぬ理由があつたならば、なぜ、選挙協定議会の席上において述べられなかつたのであろうか。私は其の理由を聴いて巴み難きものあるならば、階級的立場から喜んで立候補を中止するものであつたのであります。然るに其の席上においては、某党の代表者は理由として某会は此処(四字伏字)以外には立候補する場所がないと述べられ、第二回の会合に於いては慎重に審議するため、自ら休

懇を要求されて約一時間以上に亘る自党内部の協議の結果、已に公表されてゐる如く立派に声明されながら、後に至つて自ら其の声明を破棄し、対立候補されたのである。

労働農民党が東京府第五区において選挙協定を破るとここに社会民衆党も協定を破つて候補者を避えた。東京府第五区は全国的な模範協定区とされていたが、この一角がくずれることによりその波紋は全国に波及していった。

四 選挙協定の崩壊

切角の選挙協定はどのようなコースを経て崩壊していったか、特にここに節をあらため検討したい。

選挙協定は労働農民党により蹂躪された。東京第五区は日本労働党の加藤勘十が立候補していた。「同区は全国の模範的選挙協定をなす可き地区として各党の間に円満なる協定を実現し得た過般の選挙協定会議に於ける最大の収獲地」であつた（『日本労働新聞』第三十号、昭和三年二月十日）。一月二十一日の選挙協定会議の席上、労働農民党の代表者は、一時間にわたる協議の結果、難波英夫は「東京府第五区は全国に於ける模範的選挙協定地区として労働農民党は、加藤勘十君を応援することに決定した」と明言しただけでなく、難波は社会民衆党の代表者に対しても「模範的協定のため社会民衆党も譲られたい」と提言したほどであつた。かくて東京第五区は加藤勘十ただ一人立候補することが「地方協議会に移すまでもなく」中央の協定で一致していったところであつた（同右）。

しかるに、一月二十八日、突然労働農民党東京支部連合会の代表が加藤の選挙事務所へ来て、左のごとき文書による申出をした（同右）。

協定事項

一、協同声明書発表

第一回普通選挙と無産政党

- 二、両党の第五区選挙対策協同委員会を組織すること
 - 三、加藤氏を両党の協同候補とすること
 - 四、加藤氏個人の労農無産政党合同に対する声明書を発表すること
 - 五、選挙終了後選挙対策協同委員会を即時、東京地方労農無産政党合同協議会とすること
- 以上各項に対して御回答ありたし

労働農民党 東京府支部連合会

同 荏原城西支部

この労働農民党東京府支部連合会および荏原城西支部の申出にたいして、加藤勘十、河野密は、第一項および第二項について日本労働党支部は喜んで貴意に応ずるとして快諾した。しかし第三項以下は本部の問題であつて支部同志の問題ではない、ゆえに貴党本部を通して吾党本部に申込みたい、と日本労働党側は答えた。これに対して労働農民党側は「党本部などは問題でない」とし、時日がないから今夜八時までに返答せよというのであつた。その後、労働農民党側は二十九日午後一時までに返答すべきことを要求し、その時限がすぎると「時間を経過しても返事がないから秋和君を断然立てることに決定した」ことが電話で通告されてきた。日本労働党はただちに浅沼稻次郎、三輪寿壯の両執行委員を労働党本部に派遣して左のごとき抗議書を手渡した(同右)。

抗議書

本日貴党の東京府連合会より東京府第五区に於いて吾党の候補者加藤勘十君に對立して貴党より秋和松五郎君を立候補せしめたとの通告をうけた

これは貴党始め各無産政党の熱烈なる支持と賛意によつて成立せる選挙協定協議会の決定を蹂躪するものである。吾党は貴党の「鉄の如き統制」を信頼し、秋和君の立候補取消を要求し、併せて嚴重なる抗議を申込むのである。

尚ほ本問題は重要問題なるにつき文書を以つて一月三十日午後二時迄に御回答を願います

三十日の午後労働農民党から日本労働党にたいする返答は「東京第五区から秋和君を推さねばならぬ事に立至つた事を真に遺憾とします。事情は御承知の事と思いますが大衆の熱望を終日仄えることが出来なかつたのです」というものであつた

(右) しかるに一方労働農民党は声明書を発し、「本部としては日労働幹部部のいわゆる協定が兵庫二区、鳥取、香川二区(日

農立候補、日労働援の手定) 秋田二区新潟三区東京五区等における労働党無制限退却の強要以外の何物でもない事が立証された

今日東京府連合会の決定を拒否すべき十分なる理由を発見することを得なかつたことを遺憾とす」(『東京朝日新聞』一月三十一日)と日本労働

党を攻撃したのであつた。しかし労働農民党の声明書は虚構であつた。これらの地区を地方協定にうつしたのは労働農民党の代表者の熱心なる「地方協定論」によつてなつたものであつた。しかも兵庫第二区は労働農民党の近内金光が立ち、

日本労働党の棚橋小虎候補が引込んでいた。新潟第三区に至つては二十一日の協議会の席上、労働農民党代表が「本部は新潟第三区、大阪第四区は日労働にゆずる方針であるが、しかし地方協定に移したい」という申出でその通りになつたところであつた。しかも大阪第四区は労働農民党代表の言明に反して同党は大橋治房を立てているのである(同右)。

日本労働党は、労働農民党の裏切りに怒りをこめてつぎのような所信を発表した(同右)。

選挙協定死守に就いて

全民衆に訴う!

組織されたと組織されざるを問わず、全民衆によつて、歓呼して迎えられた七政党の中央選挙協定は、労働農民党の極左的宗派分裂主義幹部の陰謀によつて蹂躪された。此のことは、全民衆をして、無産政党陣営の一層の混乱を想はしめ、殊に未組織大衆をして失望の極、或は棄権し、或は既成政党を支持せしめ、一切の無産政党の得票を全国的に一激減せしめる危険を現出した。

しかしながら民衆諸君!

第一回普通選挙と無産政党

断じて失望する勿れ!

吾党は、労働農民党幹部の裏切りに対して、大藁的に出で、成立せる全国各地の協定を破つて対立候補を立て、以て労働農民党の極左幹部の如く、階級利害を既成政党に売るの愚を演ずるものではない。吾党は挙党一致して、鉄の如く統制の下に階級的利害のために協定を死守し、更らに、諸党の大衆及び労働党内の極左分裂主義幹部に反抗して立つた大衆と協力し、今や此の資本家と地主の既成政党との、政治的階級戦の重要時期に於いて、階級陣営の後方攪乱を行いつつある極左的宗派分裂主義者を弾圧し選挙協定を防衛するであらう。

全民衆は極左的宗派分裂主義者の妄動と宣伝に眩惑されて失望することなく、吾等が選挙協定を死守するが故に、一層に無産政党を扶けて勝たしめよ!

無産政党は民衆の城砦である!

働らく者に生活を保証せよ!

耕す者に土地を保証せよ!

二十歳以上の男女に選挙権を与えよ!

既成政党を打破せよ!

昭和三年二月一日

日本労働党本部

日本労働党は、労働農民党の裏切りにたいしても、協定を破つて対立候補を立てるようなことはしないと右の文中で言明していたが実際は目には目、歯には歯をもつて報いた。香川県第二区は労働農民党の大山委員長の立候補ときまつていたが、日本労働党は、江戸の仇を香川県でと、ここに藤本金助をたてて大山の妨害を企てた。東京第五区では日本労働党の加藤勘十にたいして、労働農民党が秋和松五郎をたてると、社会民衆党も小川清俊をたてて割り込んできた。全国的の模範協定地区も一片の反古に帰した。かくて無産政党の協定(不完全協定も含む)と非協定(対立)の選挙区はつぎのようになつ

た（蒲茂人「選挙協定の批判より無産政党」の合同へ）『改造』昭和三年四月号。

対立（非協定）

協定（不完全協定）

対立（非協定）

協定（不完全協定）

東 京第四 労農と民衆

群 馬第一 日労、労農、民衆と日農

日労と労農と民衆

第五 労農と日労と民衆

栃 木第二

日農と日労

第六 労農と日労と民衆と日農

愛 知第二

日農と日労

第七 民衆と日農

山 梨 労農、農民統一と民衆、日農

日労と日農

京 都第一 労農と民衆

鳥 根第一

日労と日農

第二 労農と日農

鳥 取 労農と日労

日農と日労

大 阪第一 労農と民衆

香 川第二 労農と日農、日労

日農と日労

第三 民衆と関西民衆、日労

福 岡第一 労農と日農

日農と日労

第四 労農と日労、関西民衆と民衆

第二 労農、民衆、と民衆と日労

日農と日労

第五

第三 労農と日農

日農と日労

兵 庫第一 日労、労農と民衆

北 海 道 第一 労農と民衆

日農と日労

第二 労農、日労と民衆

第二 労農と日農

日農と日労

第三

第三 労農と日農

日農と日労

神 奈 川 第一 労農と民衆

第 三

日農と日労

第二 民衆と民衆進党

第 四 労農と日農

日農と日労

新 潟 第一

千 葉 第二 労農と日農

日農と日労

第二 労農と日農

長 野 第三 労農と民衆

日農と日労

第三

岐 阜 第二

中部農民と日労と民衆

第一回普通選挙と無産政党

五七

(九〇三)

青森第二	——	労農と日労	秋田第二	——	労農と日労と民衆
宮城第一	——	民衆と労農	山形第二	——	日労と日農
秋田第一	——	労農と日労と民衆	愛媛第二	——	労農と日労と平民党

右の表でもわかるごとく、非協定地区のほとんどは労働農民党と他党との対立である。また「協定区廿五区のうち労働党の参加したものは十六区、内労働党の譲歩したものは僅かに五区で十一区は自党候補を立」(右)てていた。この協定の破綻について佐野学は「単に地盤協定の精神からなされたもので、全体的階級の見地に立つて敵の資本家及び地主の党と戦うという精神の下でなされた選挙協定ではなかつた」(「無産政党の対立候補問題について——特に東京五区について——」改造昭和三年三月号)と云う。これは正しくない。もつと重大な原因は佐野学自身が首脳陣にくわつていた非合法政党たる日本共産党が地下から労働農民党を指揮して分裂工作を積極的になさしめたところにある。日本共産党は地下にひそみ、地上の合法的な活動は労働農民党に代行させる戦術をこの選挙戦においてとつた。労働農民党は日本共産党の指令により東京第五区のように協定を破つた地区においては他の無産政党の演説会の妨害を行い、叩き落しのための中傷ビラをはつた。また「国際共産党日本支部、日本共産党」の名の下に、全国的に労働農民党以外の各候補の逆宣伝と当選妨害運動が行われた。労働農民党のこの誤まりは、そして労働農民党を操つていた日本共産党の誤謬は強く批判されてよい。しかし共産党の立場からすれば選挙とは当選よりも主義の宣伝の方により重要な意味があるわけであるから、協定を結んで自党候補または自党の息のかかつた候補をひつこめること自体が間違つている。その点で協定破りは共産党がわが道を行つたまでである。

五 選挙の結果と反省

当選者が八名という数字を検討する前に、全有効投票数の約五パーセントしか獲得できなかった理由を探つてみよう。無

産党のこの不振の原因についてはいろいろの理由が考えられる。

第一の理由は、無産政党の勢力がいまだに弱く、選挙闘争の地盤が確立されておらないからであつた。無産党は一道三一府県で候補者をたてたが、その九〇選挙区のうち三〇選挙区では候補者をたてえなかつた。また一五県ではただ一人の候補者もたてることができなかつた。全国一二二選挙区のうち無産党から候補者をたてることができた選挙区は六〇区で、この六二選挙区では候補者をたてることすらできなかつたのである。これは無産政党の力がいまだに弱いにいかに弱いものであつたかを雄弁に示している。

無産政党不振の第二の原因は労働者・貧農のたかだか五、六パーセントくらいしか無産政党の陣営に動員しえなかつたことである。当時労働者・貧農は四二八万人で、全有権者の約三四パーセントをしめると思われていた。しかし無産政党に投じた労働者・貧農の数は、彼等のもてる数の五、六パーセントにすぎなかつた(前掲「選挙協定の批判上」)。つまり無産各党の全得票数約四九万票のうち労働者・貧農の票はその半分にもみたない二〇万票前後しかなかつたわけである。のこる三〇万票前後は、無産党がまるで相手にもせず、考えてもみなかつた小市民やインテリゲンチヤの投票よりなるものと思われた。つまり労働者や農民で無産政党に投じたものは組織されたものだけであり、その他の得票数の主要部分は小市民やインテリのものであつた。資本主義機構のもとで搾取されている労働者・農民は、初の普選で選挙権を行使するとき当然に無産政党に投票するだろうと社会主義者は考えていた。昭和三年当時の組織された工場労働者数は統計の上で約三〇万だとされている。この三〇万人がそのまま票にならなかつただけでなく、おそらくその半数も無産党に投じなかつたであろう。農民の場合には——組織されていた農民をのぞいて——「投票の殆んどは原則として売買せられた」ということは、すべての報告者の一致した観察である」と山川均は書いている(「無産政党の成功と失敗」)。「改造」昭和三年四月号)。選挙の前に農村へいくとよくつぎのような会話を耳にしたという。すなわち「我々も今度の選挙権を得たので一つ高く売ろうぜ、そうさ今迄の連中は皆うんとせしめたんだから

なあ、おれ達も今度は埋合せをしなくてはなあ」というものである(上条愛一『無産政党』の戦術一七〇頁)。この選挙の棄権率は一九・一パーセントで、これは予想よりかなり低い数字であつたが、これもじつは買収が徹底したためであると新聞は報じていた。

一言で「買収」といつてもこれにはいくつもの種類があつた。たとえば一票いくらという買収があるが、この実例は『山梨日々新聞』二月二十六日版にみえる。

一票五円が下落して二円となつたことも、一円札で配布したことも、事務所に公定運動員でなく、得体の知れないものが多数出入したことも公然の事実であり、……不思議な事は最近県下に一円の紙幣の流通していることである。郵便局に行つても五円のうちには一円紙幣が三枚は必ず加わつて来る、選挙前には無かつた現象である。

第二の買収の型として自分に投じてもらうために候補者が日当を支払うというものがあつた。たとえば岐阜県第二区には積雪丈余に達する揖斐本巢の山間部があつた。そこには三千票が眠つていた。そこに住む「多くの炭焼き大衆が投票所まで出て来るには数里を歩まねばならぬ。一泊しなければ投票権を行使出来ない階級が尠からず居る。之れ等の階級に向つて投票権を行使させるには一日の日当に該当する支弁をなさねば悉く棄権するそうである——今回の投票には珍らしく棄権する者が尠なかつたのは何を物語るか」(中沢弁次郎『初陣の政戦敗北の記』『改造』昭和三年四月号) という記録が第二の買収の型を説明している。

しかし買収によつてのみ農民の票が既成政党にながれたとはいえない。無産政党自体の農民にたいする無理解があげられなくては公平を逸することになる。農民は無産政党の説明する経済関係、すなわち地主・金持と小農との利害相反する点のみこめず、ばくぜんたる既成政党の農村振興論にかえて耳を傾ける傾向があつた。そこには農民の政治意識の貧困もあつたが、無産派運動員の論ずるところが、農民の尺度にたいして高踏的であつたり、的外れであつたりというように誤りをおかしている場合も少くなかつた。

また保守的な農民の無産政党にたいする恐怖感と、さらにこの恐怖感をあおりたてる官憲と既成政党の圧力も見落しては

ならない。無産政候補の運動にたいする官憲の嚴重なる取締り、たとえば演説会の嚴戒ぶりなどはたしかに農民の無産政にたいする恐怖心を倍加させた。その上に既成政党ならびにそれにつらなる勢力から階級運動は危険な反国体運動であるといわれると農民はさらに警戒心をかためたわけである。「ある地方の選挙応援から帰つた人の言うところでは、無産政のポスターの意匠に対してさえも、組合外の一般農民は恐怖心を抱いたということである」(前掲山川「無産政」の成功と失敗)。この無産政にたいする恐怖感に単に農民だけのものではなかつた。仙台のような都市においてもみられる現象であつた。赤松克麿(社会民主党)を応援に仙台へ行つた吉野作造はつぎのように報告している。すなわち「も一つ意外に思つたことは、田舎とはいへ、

あれだけの都会であり乍ら、無産党と聞いて怖れを為す者の案外に多いと云う事実である。私の来る前某君は、私の親戚とか旧友とかの縁故を辿り、事務所を貸して呉れとか立看板を置かして呉れのピラを張らして呉れのと頼んで見たが、嫌ともいわぬが内心大に困つたと云う風で、とても気の毒で無理に頼み切れぬ場合が多かつたと云う話だ。警察のそれなき干渉のあつたのではないかと一応は疑つて見たが、それは全然ないらしい。総じて宮城県下では、警察の態度は民政党側に敵にして無産党には割合寛大の方針らしいという噂であつた。警察側の暗示もなくて斯うまで忌避されると云う事實は無産政候補に取つて由々しき大事である。私は益々悲觀せざるを得なかつた」(選挙応援の感想「改」昭和三年三月号)といふのである。

かくて第一回普通選挙では地方農村地盤からは、ついに一人の無産党代議士もだしえなかつたのである。党の組織からいつてほとんど農民をかかえておらない社会民衆党がもつとも多くの当選者をだし、組織の主要部分が農民組合からなつてゐる労働農民党が、四〇名の立候補者によつてわずかに二名の当選者しかだしえなかつた。しかも労働農民党の当選者はいずれも京都という都市を背景にして当選しているのである。農村が難攻不落であつたことについて社会民衆党の候補岡崎憲はつぎのように書きとどめている。すなわち「政治的訓練を経てゐた都市は比較的やすやすと無産党代議士をあげ得たが、政治的教育さえなし得なかつた郡部は何れも失敗に歸している。我神奈川県第一区、即ち横浜市に於ても、既成勢力の金城湯

池と誇つていた市街地は反て容易に攻め入り獲得することが出来たが、郊外は難攻不落であつた」(「感謝に代えて」、『改造』昭和三年四月号)と述べている。山川均は無産政党が農民の支持をえなかつたことが、どういふことを意味するかを次のように某新聞論調を引用して指摘した。すなわち「かくて無産党は農村において敗北した、この敗北によつて、既成政治家をして、日本における無産政党の将来恐るゝに足らずといわしめた、即ち今回の選挙で、現在の無産政党は、農民の輿望を負ふことの出来ない事実を証明した、都市の知識階級工業労働者の支持は数において質において鋭くても、全国的に政治を左右する巨大な力とはなり得ない」といふのである(前掲「無産政党」の成功と失敗)。

農民は無産政党の期待に反した。逆に既成政党は農村における無産政党の失敗をみて胸をなでおろしたのである。

無産政党の得票数が全有効投票数の五パーセントにも達しなかつた第三の理由として官憲の弾圧といふことも当然に考えられなくてはならない。しかしこの場合「官憲の弾圧」といつても、無産政党のすべての候補者にそれがおよんだわけではない。西尾末広が、「官憲の弾圧」といつて選挙の際は私らの方は別になかつた。『日本労働党』や『労働農民党』に対しては選挙干渉が多かつたようです」(西尾末広『新党への道』二六頁)とのべているように社会民衆党にたいする官憲の干渉は一般にすくなかつた。社会民衆党の日頃の言動が温和であり、選挙にのぞんでは「私らの方も真正面から官憲に対して挑戦しないで、それをいくらかよけて通るといふ手を用いました。それで、十分いい得るのです。殊更に弾圧を受けるようなことをいわなくても、打つ手はあるのです」(同(右)というように、官憲をよけてとおるといふ姿勢が社会民衆党にたいする弾圧をかわしたのであつた。とはいえずすべての社会民衆党の候補者が干渉をなんらうけず自由に運動ができたわけではない。東京府第四区から

立候補した同党の宮崎竜介の手記「病に倒れて」(『改造』昭和三年四月号)によれば「既に党本部で内務省、警視庁で検閲すみとなつてゐるポスターを、第四区内の警察署では掲示を禁止」した。また運動員Nは無届で運動をしていたといふので事務長以下全運動員が警察にひかれていつた。宮崎は「N君は、運動員届出を事務長を通じて警察へ提出したが、履歴が書き添えて無い

との理由でそれは事務長の手元まで突返された。N君は、そのことを知らずに運動に取りかかったのである。履歴の有無で届出が完備しないものと認められるとすればそれこそ実に不当である。衆議院議員選挙法施行令第五十四条の選挙委員選任の届出には履歴を書けとは規定していない」と抗議している。

かように社会民衆党の候補者といえども人により、あるいは所によつて干渉をうけた者もあつた。それにしてもその綱領に「日本国本の振起」という一項をあえて入れ、無産政党のうちでもつとも右傾していた日本農民党には官憲の手はおよびそうもないのだが、同党の候補者のなかにも厳しい弾圧をうけた者もいた。たとえば同党の公認候補須貝快天(新潟県第二区)は彼のうけた干渉をつぎのように記録している。「二月十日過ぎより突如として黒雲四方に起り全軍を襲うて各事務所は恰かも夜襲を受けた如く、三百近き幹部員は片端より違反行為として連日連夜続々と連行せられ、余も亦三回訊問せらるゝ憂目を見た。その二三の内容を申せば、演説ピラ沓部三厘長いとか、食い残りのパンを車夫に与えたとかの爲めに候補者が取調を受けたなど(中略)。我選挙戦に対する武器も戦術も言論であつて是れを奪わるゝ事は戦術の総べてを潰滅せしむる事となり爲めに唯一の言論戦は殆んど三分の一に終り中蒲原郡の如き得票予定の半に達せざるは只二回の演説に終つたに基因する。更に東蒲原郡の如き一回もな才能はざるの無惨さであつた。演説を聴かんとして交通不便の山奥より水村より寒風飛雪を侵して来れる切角の民衆は閉会又は中止の爲めに其内容を知らずして主催者と候補者の無責任を難じ同情の応援も反感となり悪声と変じ果ては乱暴する者さえ」(須貝「雪中の奮戦」『改』造『昭和三年四月号』) あつた。

中間的な立場にある日本労働党に対する干渉はきびしかつた。たとえば東京第五区の同党の候補者加藤勘十の演説会についてみよう。「臨検の警官は、吾々の演説に時々中止を食わせる。殊に舌鋒一度例の三百万円事件に触れようものなら『中止!』と来ること請合いだ。一度はわざと白ばつてくれ、『注意ですか、中止ですか』と聞き直したら、『中止だ、中止だ、中止だッ!』と地団太を踏んでどなりつけられた」(木村毅「選挙情景」『改』造『昭和三年三月号』)と報告しているのは加藤を応援にいつた木村毅の

ものである。またこの選挙区においては既成政党にたいして無産政党は、はつきりと差別をつけられて官憲に処遇されていた。「例えば東京第五区の例を言うと、最初提灯をつかうことや、ポスター三枚以上を一所に貼ることが禁止された。所が政友会の候補者が提灯をつけると提灯をつかっても好いと言うおふれが改めて出、政友会の候補者がベタ／＼とポスターを貼りまくとそれをやつても好いというお許しが改めて出ると云う始末である。無産政党の候補者が先鞭をつけてはいかぬが、政友会の候補者がやつたことを後からやるなら好いと云うのである」(河野密「選挙断片」改) この記録をとどめた河野密は、同報告のなかで、普通選挙は旧来の政治につきまとわれている暗いかげを払いのける「新政」の首途でなければならぬが、しかし「普選気分」の背後には冷い一脈の凄気がただよっている。これは「普通選挙法による最初の総選挙」として決して名譽なことではない。これは選挙法の不備もあることながら直接取締の局にあたつている政府の取締方にもよることである、と書くことも忘れなかつた。

日本労働党候補のうちでもつとも干渉をうけたのは栃木県第一区から立候補した麻生久であつた。麻生は足尾銅山鉱業所の干渉を徹底的にうけた。まず会社側は会社の購買会に品物を集中して労働者に町の品物を買わしめないようにして足尾の町民の麻生票を奪つた。さらに会社側は労働者からも票を奪うために掛員等は、一人ずつ労働者を呼んで、麻生に入るか否かをただし、会社の言に従わざる者に対しては直ちに出勤停止を以て威嚇し去つたのである。(註)そのために出勤停止をこうむる者十数人におよんだ。また麻生らが演説会を開けば公然と係員を派して演説会場を取りかこみ、入場する者の姓名を一々手帳に記入して誠首にそなうるありさまであつた(麻生久「山積せる幾多の経験」)。足尾にはたちまち憂国同志会なるものが生れてつぎのようなビラを数限りなくまきちらした(麻生久「足尾血戦記」改) (造「昭和三年四月号」)

昔足尾に住んで居つた瘦狼の一群が遙々都から吾等の生血をすひに来るとか云う噂がある。

羊の皮を被つていても飢えてる狼だ!!

猫なで声はしていても骨までしゃぶらねばやまぬ狼の群だ!!
狼の甘き言葉に欺されるな!!

足尾憂国同盟

他の選挙区においては大猿のごとく、醜悪の限りをつくして唾み合う政友・民政両党が足尾においてはお互に他党を攻撃せず、力をあわせ必死となつて日本労働党の悪口をついた(右同「足尾」血戦記)。

十六日の夜、諸君は外務政務次官森恪氏の獅子吼を聞かれたであろう。

政治の實際に即し力強く大地を踏みしめて一步一步国民民福の増進に努力しつゝある既成政党は皆この様に立派であつて、××××××××××り、下億民の倚託に背くものでない。

獅子の吼と赤犬の遠吠は何れが諸君の胸底に力強く響いたか。

諸君!! 来る二十日には力強き政党政友会の候補者

森山邦雄氏へ

諸君の一票は是非

森山邦雄氏へ

シベリヤの荒野を経て赤い国から吹きつける冷い風と、暖かい日本の君子国に醗酵された空気とは何れが民草の芽生に役立つか問わずして明かであろう。

空吹く風はたゞ聞き流せ

やがて春の女神の出現と共にシベリヤの空風は吹き止むべき運命を有っている。

諸君の清き一票は春の女神だ。一票の行使に依つて赤く冷たい風を吹き止めさせろ。

政治的立春は二月二十日に迫つた。諸君は挙つて力強き年男として立派な政党民政党所屬の高橋元四郎を援助せよ！

愈々二月二十日は来た!!

赤鬼の泣言や空念仏にだまされるな

諸君の一票を以て祖国を護れ

既成政党……力強い立派な政党

民政党候補者……憂国の士

高橋元四郎へ 是非々々

会社は「吾人は既成政党を援助し、無産政党を撲滅する方針である。若し会社の趣旨に従わぬものに對しては断乎たる処置をとる可く如何なる犠牲をも払う覚悟である」と公然とのべたがさらに足尾鋳業所副所長和田盛一はつぎのような既成政党推薦状を従業員ならびに町民に配布した（『麻生久伝』二六、九一三七〇頁）。

吾等ハ国運ノ隆盛ト国民ノ繁栄トヲ一念トシテ光輝アル昭和ノ新政ニ參ズベク、彼ノ奇矯過激ノ説ヲナン世道人心ヲ毒スルガ如キ徒輩ハ断乎トシテ之ヲ撲滅セザルベカラズ、此ノ主義ニ則リ、此ノ精神ニ基キ、吾等ハ断乎トシテ既成政党ヲ援助シソノ候補者ノ当選ヲ期ス
右推薦候也

足尾町掛水 和田盛一

この干渉の結果、さきの府県会選挙の折には日本労働党石山候補に投ぜられた足尾二千の票は、麻生にたいしては六百票に減じた。しかし「此の六百は全く足尾の労働者が其の首をかけて投じた血のじむ投票であつた」（上条『無産』の『党の戦術』）のである。無産政党中もつとも弾圧をこうむつたのはもつとも過激な政綱をかかげ運動をおこなつていた労働農民党である。長野県

第三区から立候補した同党の藤森成吉は選挙終了後つぎのようにその弾圧ぶりを書きのこしている。すなわち藤森が「わが党は、就中労働者農民の爲めの政党であります」といえば臨監の警官から中止を命ぜられ、そのうちに「諸君」といつただけで中止させられるようになった。そこで藤森は新聞の論説を読むことを考えた。たとえば朝日新聞の「既成政党は、従来常に民衆を欺瞞し来つた……」という論説を読み上げる。はじめのうちは臨監もこの新しい戦術に面くらつたが、二度目からはふたたび用捨なく中止をくわせた（藤森成吉「此の事実は何を語るか？」、しかしこうした藤森にたいする弾圧も、中央公論、昭和三年四月号）。大山郁夫にたいするそれに比較するとまだものの数ではなかつた。大山は香川県第二区から立候補した。時めく大蔵大臣「三土（忠造）を向に廻して戦い進む大山委員長」（『改造』昭和三年三月号）は、それだけに当局の圧力をこらえ切れないほどにうけねばならなかつた。弾圧は、投票日間近かになるに従つて次第に猛烈の度を加えていつた。演説会場で濫発される「注意」や「中止」や、「解散」のごときは、そのころではもはや段々となれつこになつてむしろ些細なことだと考えられるようにさえなつた。運動員や労働者で戸別訪問とか個々面接とかのごとき選挙違反の嫌疑を口実として警察署や検事局に召喚されるものが引きもきらなかつた。東京朝日新聞二月十九日号は「香川県下の大山派五百余名召喚さる検査ます／＼拡大す」と報じていた。そのなかで二人の農夫は自殺を企てるという悲劇さえ出現した（『大阪朝日新聞』縮刷版昭和三年二月「おもな出来ごと」）。また東京およびその他の諸地方からやつてきた応援弁士たちは、ほとんど全部が「県外追放」というとりあつかいをうけた。選挙事務長すら、短期間ではあつたが全然姿が見失われたことがあつた。大山自身にしても、しばしば宿の一角に一人ぼつちで残されたきりで、しかも事務所へ行つて見ても人つ子一人も見出せなくて、手足を腕がれたような目にあわされたことがあつた。そして宿の階下には始終刑事の群が詰めていて大山をたまらなく鬱陶しい感じにさせた（大山郁夫「激流に抗して」、『改造』昭和三年四月号）。このように選挙事務長はじめ幹部級の主なるものはほとんど全部検査され、来援した労働農民党書記長細迫兼光も数日にわたつて各署に継続して検査された。河上肇、森戸辰男、細川嘉六らは関西から、長谷川如是閑は東京から大山を応援にかけた

が、いずれも中止をくいに四国まででかけたようなもので、恐ろしい圧迫にあきれてもどつてきた。その人々のうち長谷川はつぎのように弾圧の激しさを書きとどめている(「組織の力」『我等』)。
(昭和三年三月号)

最初の一回は、少しむづかしい事を黒板を使つて「これとこれとこれが」などといつてやつたので無事に済んだが、其あとの分は悉く三分としやべらないうちに中止された。少しも中止され相な事をいつた覚えがないから、何をいつた為に中止されたのかよく判らない。一度などは、ちつとも不穏な事をいつた積りでなかつたのに、「中止」と叫ばれて、思わず「オヤ」と大きな声を出したので聴衆に笑われ

た。
最後の日の丸亀では夥しい聴衆で、それが甚だ熱心らしく感じられたので、今夜こそは無事にやりたいと思つて、「今晩は平常の学術演説と全く同じ内容のことをいうのだから警官も中止はされまい」といつたらそこで「中止」された。聴衆が憤慨して私を囲んでわいわいいつた。そこで私がその人達に何かしやべると「検束」ということをされるのだということを書いていたので、たゞその人々のいうことをきいて「ありがとう」といつた。

こういう状況の下に於ては、人間の言葉で演説するよりも、犬にでも吠えさせた方が余程効果がある。それでも「中止」するなら、犬の皮で張つた太鼓をかつぎ出してドン／＼叩いた方が主意が徹底する。

当時、長谷川如是閑は「これで大山氏が当選すれば、黙つて突立つている、琴平神社の石燈籠でも当選するだろう」(右誌「編輯室から」という感想をのべたことは有名な話である。長谷川はさきにあげた「組織の力」のなかで、結論としてつぎのようにいつている。すなわち、たまたま知つている警察官は皆善良な人達である。恐らく多くの警察官は善良な人々であろう。その善良な人々をして、あれほどのことをさせるのだから、組織の力というものは善悪共に恐ろしいものだ。だから無産階級の組織化がいかに必要であるかはそれでもわかる、という結論であつた。つまり国家権力に対抗するに無産者の組織化という問題にたどりついたわけである。しかし長谷川はここで国家権力とは何か、それは、どういう役割を果しているのか、と

いう点まではつきつめて考えなかつたらう。そこまでつきつめて考えたのは、同じく大山を応援にいつて圧迫をこうむつて戻つてきたマルクス学者河上肇であつた。河上は大山への私信のなかで非常に慎重な言葉でつぎのようにのべた。「私自身はおかげで一カ年の読書にまさる学問をいたしました。(中略)大兄が香川から立たれたことは決して無意義ではなかつたと思います。らく／＼と都会から当選されたならば、われ／＼は問題——解決さるべき問題——の重心を見誤る事に至るかも知れません(中略)十九日の夜は水谷、山本両君のために疲労しつくしたからだを演壇に運びました。が、香川とは全く空気が違つています。あんな風の演説会へなら何遍出演しても私は考えさせられることが無かつたらうと思ひます」(前掲、大山「激」といふものであつた。「一カ年の読書にまさる学問」をしたというが何を学んだのか。それは問題の重心を見誤るようなことがなくてすんだということ、弾圧にあつたから考えさせられたという箇所へとつづくだらう。何を見誤らず、何を考えさせられたかはここでは言及されておられない。しかし学窓からでて初めて経験した国家権力の暴圧がマルクス・エンゲルスの階級国家論をそのまま体当りで確めたと河上は思つたにちがいないと推測することは間違ひではなからう。

かように労働農民党にたいする弾圧は筆舌に絶するものがあつた。そこで労働農民党は二月十六日細迫書記長外三名が東京地方裁判所検事局に出頭し、松阪次席検事に会見して鈴木内相の告発状を提示した。「目下進行中の総選挙において警察の干渉圧迫は言語に絶し選挙の自由は完膚なきまでに蹂躪し尽されているがかくのごとき全国的なる干渉圧迫の裏には必ず被告発人の内命あるべしとの疑い十分である、これ職権を濫用して選挙の自由を妨害せるものに外ならず」というのが告発の理由であつた。松阪検事はこの告発状を受理した。

以上、無産政党の得票数が全有効投票のわずかに五パーセントにもみたなかつたことについて、それは、第一に無産党自体がまだ勢力が弱かつたこと、第二に労働者・農民の支持をえられなかつたこと、第三に官憲の弾圧という三つの理由によ

るということを述べてきた。そこで最後に、無産政党から八名の代議士を送りだすことができたが、これは当時成功とみなされていたか、それとも失敗だとされていたかという点についてふれてみよう。第一回普通選挙ではその興味の焦点は政友会、民政党の争覇戦よりも無産政党の活躍ぶり、と、どれだけの成果をおさめることができるかということにあつた。東京朝日新聞は一月十四日に、無産党は合同とか地盤協定の結果、一〇名以上の当選者を出しうることを予想していた（「無産党に働」きかけよ）。

解散前、緒方竹虎は「二大政党（中村註）—政友会、民政党」が無意味な党争を繰返している時に、日本の議会政治に新しい命あらしむるためにも無産党の進出が要望されるのだ。必ずしも一回の選挙で多数が得られなくともよい。第一回の普通選挙を意義あらしむるために、大山、麻生、安部、鈴木氏等の頭株だけでも、揃つて議会に出して見たい（「旗印のない二大政党—興味は無産党」という進出—）。「改造」昭和三年二月号

いい無産政党の進出に期待していた。無産政党にもつとも近いところにいた山川均は「無産政党が、果して何人の当選者を出し得るかは疑問であつて、無産政党の現状と、現行の選挙法とその運用との下においては当選者は勢い少数交渉団体の定数に達することさえも、もとより過大な期待とされている」（「普通議会に何を求めるか？」）としながらも一〇名くらいの当選を

期待していた。安部磯雄の当選予想数はかなり多く「今回選出される無産党の代議士が最大限廿五名最小限十名位と予想」

（「先づ団結権の獲得を」右同誌） していた。予想はまちまちだが四、五名から一〇名程度というのが一般の見方であつたといえよう。この予想数からいうと八名の当選者をだしたといふことは決して失敗とはいえない。山川も「必ずしも失敗とは云われない」（前掲）

（「無産党の成功と失敗」） という。しかし山川はつぎのようについていふ。すなわち無産政党は一〇名内外当選者をだしたら一応成功とみなしてよいと多くの人々は考えていたが、それは「無産政党の現在の實力、なかんづくその財力の上から見て、九十人に近い候補

者を立てることはとうてい不可能であるという予想の下においてであつた。しかるに実際には、無産政党は八十余名の立候補をすることができた。無産政党に現に八十余名の立候補をする實力、なかんづく財力があるとしたならば、八名の当選率は——いかに当選第一主義でないにもせよ——何人もその失敗たることを否まぬにちがいない」（右）とつづける。八〇余名

にのぼる候補者を選挙戦裡にたたかわせる実力が無産政党にあつたならば八名の当選では失敗だというのである。これは望むのは無理なことだが既成政党なみの当選率（これは二人弱に一人の割合であった）を予想するならば優に五〇名以上の当選者を見なければならぬ。無産政党の当選率が異常に低かつたのは、実力以上の立候補が行われたか、さもなければ勢力の配置に誤があつたにちがいないというのが山川の結論であつた。そして山川は「四十五万の投票はブルジョア政治力の現在の均衡状態に、殆んど何らの変化をも与えることはできぬ」（同）右ことをなげくのである。

（註）無産党支持を言明した小野清七外十数名は無期出勤停止を命ぜられた。また鉦夫長屋入口の要所々々には三百燭光、五百燭光の電灯をつけ見張番を置いて無産党の運動員が入るのを警戒し、鉦夫長屋には既成政党の候補者以外麻生のポスターは一枚も貼ることを許さなかつた（前掲「無産党の戦術」一、七七―七八頁）。

六 無産政党と労働者・農民・知識階級

票数の上からだけみると、無産政党は都市労働者から期待したほどの支持はえられなかつた、また農村においては完全に失敗した。労働者・農民からえられた票はたしかにすくなかつた。しかし彼等のあいだにおける無産政党候補の人気は断然既成政党の人気を圧していた。「言論戦は無産党の七本槍である。既成政党は無産党と到底太刀打ちできぬ。第一無産党の弁士は多く千軍万馬の実戦を得た所有者」（前掲「無産党の戦術」一八〇頁）であつた。

「言論戦は無産党の七本槍」というのはつぎのような理由によるのであつた。無産政党は言論より外に訴うる道はない。ポスターも金が高んでそうべたべた貼れぬし、挨拶状を無料郵便で出すにも二千円からの費用がかゝつて一度でせいぜいであつた。また当局の眼が光つている中で、無償でとびまわる選挙委員、わずかに弁当代位の報酬で働く人々、そういつた人々をもつて組織するポスター張班やビラ撤班がいかに努力しても、既成政党が金をおしまず人手をおしまずやる金海・人海作

戦にはとうてい敵しない。買収響応は論外としても、「ポスター戦になると無産者は到底勝てない、今度の選挙で判然と其が証拠立てられた。私の区の或候補者の如きは二十五万枚も刷つたと云うことである。其位ならば一軒に三枚位宛配布すれば良いのである、現に十九日に大きなポスターを戸毎に配つていた候補者もある、斯うなつては話の外である。故に無産者はポスターで競争しようなどゝは間違である」(杉山元治郎「敗戦雑感」『改造』昭和三年四月号)ということになる。いきおい無産政党は言論戦に主力を集中せざるをえないことになるのである。

この無産政党の演説会はどこでも湧きかえるような盛況であつた。それは「無産党の弁士は多く千軍万馬の実戦を得た所有者」であつたからであろうか。たしかにそういうこともいえたが、「千軍万馬の実戦を得た所有者」とは一体どういうことをいうのだろうか。既成政党の候補には一般に応援弁士が不足していた。また応援弁士があつても政治上の問題について選挙民に聴かすほどの意見をもっているものはすくなかつた。これにくらべて無産政党の弁士には内容もあり、就中もつとも聴衆の魂に訴える熱があつた。内容と熱そして煽動とをともなつた無産政党の弁士は聴衆の情感を激しくゆすつたのである。当時の特高関係の秘密文書は聴衆の胸をかきたてる無産政党の演説をつぎのように記録している(司法部刑事局「日本社会運動の現状」(特高関係)七一八頁、昭和四年二月)。

今度の普通選挙法に依つて其選挙権を得られました大部分の者は無産階級でありますが、其無産階級の最も喜び最も受けの宜いような問題をスローガンとして掲げて、それに基いて演説をして居る。それはどうかと云いますと既成政党の人達のされる演説に比較しますと、直ちに無学の人でも、女の人にも直に分り得る問題であります。何ぜかと申しますと荷車税の撤廃、自転車税の撤廃、家賃の三割値下と云うような兎に角中流以下の誰にも望まれ誰にも迎えられる問題を掲げて其問題に依つて段々説明致します。それで中には家賃の三割値下などよりは家賃を無いことにした方が宜かろう、一体家賃の三割値下など云うは何処から割出したものであるかと弥次られることがある。其家賃の三割値下は総ての物価が下つて居るに對して家賃だけは少ットモ下つて居らぬから物価下落を標準と

して三割値下を要求すると云うように説明して置いて、其の反面にブルジョアの乗つて歩く自動車には税金は一文も掛つて居らぬ、と煽つて置いて、我々商業者或は通勤者になくてはならぬ自転車には一年に八円と云うような高い税金が掛る、其の外リアカを付ければ更に一円何がしと云う高率を附加されると云うようなことを言つてそれが聴衆に受けが良いのである。所が既成政党の候補者のために演説をなさる方々は其言うことがどうも無産階級には能く分り兼ねる。外交政策であるとか或は地租委員であるとか云うような話であります関係から、新有権者たる無産階級には直接に感じないので人気は無産政党の候補者の演説会場の方へ比較的多く集つて来るのであります。

右の秘密文書は「人気は無産政党の候補者の演説会場の方へ比較的多く集」とひかえ目に述べている。しかし無産政党の演説会は爆発的な人気をもつていた、というのが真相である。松谷与二郎（東京府第五区、日本労働党）は二月八日まで三回の演説をして約二万の聴衆をあつめた、というのがこの計算でいくと一回の演説で平均五七〇余名をあつめたことになる。どの演説会場もほとんど満員であつた。南千住の演説会場にあつた二千を突破する会衆は熱狂して嵐の如き拍手を送り万歳を叫び全会場はどよめき渡つたという。杉山元治郎（大阪府第五区、日本労働党）も報告している。「選挙半頃より景気が良い、各地の演説会が満員の盛況である、最高点の噂が高くなつて来た、初めには当選を第二とし日労党の地盤開拓のためであつたが、斯く景気がよくなつてくると慾目が出来て来て或は当選出来るかとも考えた。自分で其位だから運動員の人々が当選確実だと信じたのは無理がない」（前掲杉山「敗」、しかし結果は次点で惜敗したのである。片山哲（神奈川県第二区、社会民衆党）も、「演説会は、常に満員であつた」（「敗れたけれども」改「造」昭和三年四月号）ことを証言している。社会民衆党や日本労働党がかくのごとく大衆の血を湧かせていたのである。その主張において両党よりはるかに急激であり、その行動と煽動において断然他党を抑えていた労働農民党の演説会場がまさに興奮の坩堝と化しても不思議はない。同党候補藤森成吉（長野県第三区）は「私の演説会は、どこの町に於いても村に於いても、他党とは比較にならない大衆を集め得た。無数の官憲の干

涉乃至『中止!』にも係わらず、幾つかの演説会場では会后『労働党万歳!』延いて私の『万歳!』までが叫ばれた。『南信血戦記』(改)と大衆の興奮ぶりを書きとどめている。つづけて藤森は上諏訪の演説会では小川平吉派(政友会)は第一会場で三〇人、第二会場で百五、六十人(このうち三〇人は第一会場を閉じて送りこんだもの)にたいし、同夜の藤森の会場は、会場を借りるのを妨げられながら八〇〇人の聴衆を集めたことを報告している。

かように普通選挙は日本国民の新たなエネルギーを爆発させた。しかしここですぐ大きな疑問が出よう。それほど大衆から歓呼して迎えられた無産政党が、それにもかかわらず労働者・農民から支持をうけなかつたのは如何なる理由によるのか、と。

松谷与二郎は演説会の景気だけでは当落の予想はつかないと書いたのは、まだ選挙戦の最中であり、会衆は熱狂して嵐の如き拍手を送り万歳を叫び全会場はどよめき渡るといふ興奮を体験している選挙場裡においてであつた。このように無産政党候補は人気や景気だけをあてにしていたわけではない。しかし藤森成吉が経験したような、かくまで現実がみじめであるとは誰一人予想しなかつたところではあるまいか。その「現実」とはこうである、某所で演説会をすると出る弁士も出る弁士も演説中止で、藤森がくるまで五十分もあいてしまつたが、碌に火もない寒い会場につめかけた六〇〇人の聴衆は一人もかえらなかつた。ようやくかけつけた藤森の演説は一時間余りもつづいた。ようやく演説がすんでも聴衆は腰をあげようとしなかつた。「ところが開票の結果はどうだつたか? 実に四十六票!——その点数を故郷の父の家で聞いた時、私はガツカリしてひとり二階へあがつてねころがつた位だつた」(「此の事實は何を語るか?」(『中央公論』昭和三年四月号)のである。かくまで人気があてにならぬと予想したものはいたろうか。雷にうたれたごとき六〇〇人の聴衆、しかし開票の結果は四十六票というのは極端な例かもしれない。しかしこの一例はもつとも典型的にこの当時の無産政党の選挙の実態を象徴しているといえよう。それにしてもこれはどういふところに原因があつたであらうか。

まず第一の原因として、無産政党の演説会に集つた聴衆の多くは選挙権のない青年であつたということである。当時、普通選挙権といつてもそれはいうまでもなく男子のみのものであり、しかも二十五歳以上の男子に限られていた。しかるに無産政党の演説会場を埋めた「聴衆は廿五歳以下の青年が圧倒的の多数を占めていた」(前掲片山「敗れ」(たけれども)のである。片山はつづけて「言論を尊重する若き青年大衆に選挙権を与えよ! 高齢の方よ、死の利那まで、重大なる選挙権の行使は、老人虐待である。貴下の選挙権を冀くば若き青年をして行使せしめ貴下自らは、安らかに余生を楽しまん事を!」と叫びたくなつた事蓋し一再に止まらなかつた。アノ熱誠あふるゝ青年大衆に選挙権が附与されていたらば、圧倒的票数を獲得し得たものを、今次の総選挙に際し、無産大衆の政治的進路の障碍物として、年齢の制限を指摘する所以、実にここにあり、われわれは如何に年齢の制限に災せられたかは、意外外であつた」という。年齢の制限がもつと下にさげられていたならば、というのは無産政党候補の共通の叫びであつた。藤森成吉も「仮りに二十歳以上の青年男女にさえも権利が与えられていたら、わが党の——従つて私の——勝利は絶対確實だつたらう」(前掲「南信」(血戦記)と慨嘆するのであつた。

演説会場の人気投票の上にあらわれないという第二の理由は、当時の社会構造に原因があつた。演説会では無産政党に人気をさらわれた既成政党が、議席の上ではほとんど傷手をうけなかつたのは、既成政党は地域のリーダー層を確実につかんでいたのであつた。このリーダー層は地域ごとに票をまとめて既成政党に投票させるのであつたが、創立日なお浅い無産政党は各村々まで組織がなく、演説会後地域に滲透して村々の票をまとめる者がいながつた。したがつて無産政党は切角言論戦において優位にたちながら投票に有効に生かすことができなかつたのである(前掲「無産政党の」(戦術)一八一頁)。

無産政党は時期尚早の感なきにしもあらずであつた。既成政党はなおわが世の春を謳歌していてもよいのであつた。しかし既成政党とその上に成立している政府はしのびよる無産大衆の恐怖を感じないではおられなかつた。「無産大衆運動を嚴重に取締る、警官一万人を増員して、各府県自由に応援」(大阪毎日新聞「昭」(和三年二月二六日)という方針ももれていた。この新聞の報じる

ところによれば無産党の代議士はわずかに八名であるが議席を占めた以上議会内で相当激しい主義主張を表明するであろうし、これに呼応して院外の大衆運動は一層旺盛になるだろうと内務省警保局は考えた。この大衆運動は都会地ばかりでなく各地方でも相当盛んとなろうから「今度各府県警察官一隊の原則を確立して突発事件があれば直に他府県警察部から簡易かつ敏速に警察官を応援する方法をとることに決定し（たが、そのためにも）現在の全国各府県警察官の定員五万七千人では不足するので約二割一万人を増員する方針である」というものであつた。既成勢力が安心しきつたわけではなく、逆に不安はつづいていつたことがこの記事のなかによく示されている。

無産政党は大いに期待をしていた工場労働者と農民から見事に不信任されたが、予想もしなかつたところに彼等は味方を発見して驚喜した。その味方というのはインテリであつた。中沢弁次郎（社会民衆党および労働民衆党公認、岐阜県第二区）はさきに引用した手記「初陣の政戦敗北の記」においてつぎのようにのべた。

今度の選挙で私共が意外に感じたことは、プチブルジョアとして殆んど問題にして居ない自由職業者である医師や官吏の一部や小学校長等が、案外の好意を寄せ、進んでは推薦演説にまで飛躍して呉れた者のあつたことだ。

プチブルジョアとしてほとんど問題にしていなかつたものからかくのごとき大きな支援をうけたのはひとり中沢弁次郎だけではなかつた。赤松克麿（社会民衆党候補、宮城県第一区）も同様の証言をつぎのごとく綴っている（「因襲の圧力に抗して」改題、昭和三年四月号）。

私に対する投票は多く知識階級の投票であつた。民衆党及び労働党に属する農民を除けば、農民大衆は殆んど既成政党又は中立候補に投票したと思われる。選挙中又は選挙後、私を激励鞭撻して呉れた人々は、殆んど思想的自覚を持った知識階級であつた。因襲的色彩の強い地方に於て、情実因縁に拘束されず、物質的誘惑にも毒されず、官権にも屈しないで、良心的に動くものは、先づ知識階級でなければならぬ。

といい、知識階級の役割を積極的に評価している。こうした傾向は選挙の前にはほとんど考えられないことであつた。無産政

党は労働者農民大衆を高く評価こそすれ、決して知識階級を言動の上では歓迎しなかつた。しかし選挙にのぞんでは中央の名士（知識人）を競つて自分の選挙応援にたのみ、そのために血眼になつた。無産政党に同情する中央の名士は選挙区から選挙区へとかけめぐり、声を枯らして応援して歩いた。と同時に地方の知識階級に属する人々も自ら推薦演説をかつて出、物質的誘惑にも毒されず、官権にも屈しないで、良心的な応援を惜しまなかつたのである。

七 結 語

第一回普通選挙で無産政党は八名の代表を議会に送ることができた。その前年（昭和二年）の六月、茨城県および埼玉県において普通選挙法以前の旧法による衆議院議員補欠選挙がおこなわれたが、その時、無産政党から立候補した加藤勘十（茨城県）は一八票、岩内喜作（埼玉県）は一〇票を得たにすぎなかつた。このことを考えれば、普通選挙法により八つの衆議院議席を獲得したことはまさに劃期的なことであつた。

いま普通選挙法による第一回選挙をおわつて、無産政党の結果をまとめてみると社会民衆党の四名の当選は、同党が農村に地盤をもつていながつたがゆえに都会にその全力を傾注したとと安部磯雄、鈴木文治のように個人の力によるものであつた。福岡県の浅原健三（九州民衆党）と亀井貫一郎（社会民衆党）は都会地で労働者が多かつたことと既成政党の候補者がいずれも無力であつたことによるものであつた。日本労働党の当選一名次点四名は実力相応と見られた。日本農民党が全敗したのは、同党の地盤が農村だけだつたことが第一の敗因で、第二の敗因は同党系の農民組合の活動が割合に無力であつたからによる。労働農民党が四〇名の候補者をたてえたことは財力の豊富を物語るものであつた。しかるに二人の当選者しかだしえなかつたのはつぎの理由による。すなわち第一は農村が全敗であつたこと。第二、官憲の干渉圧迫が同党にとくに強かつたこと。第三には、府県會議員選挙は農民組合の勢力の強い所は当選可能であつたが、衆議院議員選挙は組合の勢力だけ

では困難であつて一般大衆の支持が必要であつたが、同党のラディカルな運動方針は大衆の支持を受けるに至らなかつたことである。そして最後に、四〇名の候補者の多くは少壮気鋭の闘士であつて、組合運動においては知名の人々であつたが、一般大衆には未知の人であつたことによる(前掲「無産党の戦術」一八二―一三頁)。

それにしても「香川、岐阜、新潟、岡山の如く小作争議によつて飛躍的にその地盤を開拓したる無産党の金城鉄壁の地に於て尚ほ且つ一名の当選者を出すことの出来なかつたのは我々をして無産政党進出の前途未だ容易ならざるものあるを看取」(「新開争目標を前に」改造)せしめたのである。「今回の総選挙に当りて我々は新有権者の一、二割は少くとも無産階級の支持者であろうことを力強く信じていたが、結果は案外にも僅々五分弱の得票を獲得したに過ぎない。この現象は政府及資本家、地主の干渉が烈しかつたからのみと見てよいか。否、我々は断じてそうばかりとは受けとれない。無産政党の政綱や政策が現在農村のそれにしつくりしないものがあり、そして彼等を信頼せしめる準備と態度が欠けているからであつた。都会労働者への策戦をそのまま農村に充当しようとする失敗にあつた。無産各派の分裂騒ぎが彼等の期待を裏切つたのにあつた。理論闘争に熱中して農村の実際に関心すること少きにあつた」(同「右」)。無産政党の対立抗争がなければ無産政党議員はさらに数名は多かつたというのが、また一般の評価であつた。たとえば鈴木茂三郎は、無産政党の対立候補者の得票を合すれば確実にさらに九人は当選した、といつぎのような数字を挙げている(前掲「選挙協定の批判」より無産政党の合同へ)。

	当選点に対する 不足票数	次点下位にある 候補者の得票	差引当選点 超過得票数
東 京第四区 民 衆	六二二	二、八四五	二、二二二
第五区 日 労	三、三六二	六、五六八	三、二六二
第六区 日 労	四、九七六	一四、七四四	九、七六八
新 潟第二区 日 農	三、七八四	八、八六八	五、〇八四
神奈川第一区 民 衆	一、一二二	六、七六〇	一、六三八

第二区	民衆新党	四、〇一一	民衆	五、八四一	一、八三〇
大阪第一区	民衆	一、五二四	労農	三、二九八	一、七七四
第四区	労農	二、七九九	日労	五、一九九	二、三〇〇
兵庫第二区	民衆	三、〇二五	労農	四、九六七	一、九四二

右の数字からもはつきりするように無産政党は協定を敵守すればさらに九つの議席を獲得できたが、「労農党は九つのうち、七つ迄が結果に於て他の無産政党候補をたゞき落した」(右)ことになるのである。山川均は協定が守られておればさらに五名の当選者を追加できたとのべている(前掲「無産政党」の成功と失敗)。いずれにしても協定の守られなかつたことが無産政党に不利を招いたことを指摘しているのである。